

## 要保存・要保管

### 自然災害発生時等の対応について（案）

日頃より本校の教育活動にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、大田区より示されている「自然災害（大規模地震と台風）への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づき、改めて大田区及び本校としての方針をお知らせいたします。よくお読みの上、ご協力をお願い申し上げます。

#### 1 「自然災害（大規模地震と台風）への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づく本校の対応について

##### （1）大規模地震の場合

###### ○ 登下校時間帯

自宅が学校よりはるかに近く、保護者の在宅が確実な場合は自宅に避難しても良いが、学校への避難を原則とする。自宅に避難した場合は、その旨を学校へ連絡するか、学校へ避難する児童に伝言する。

###### ○ 学校での活動時間帯

教職員が、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ児童を避難させ、安全を確保する。ただし、情報収集後、大田区内で震度5弱以上の地震（以下、「大規模地震」で記述）であることがわかった場合は、以下の対応を取る。

大田区に津波警報または大津波警報が発令された場合、海や河川に近い学校については、直ちに避難場所を屋上等の高い場所へ変更し、第二次避難を実施する。また、火災や津波、土砂崩れ、堤防決壊による浸水、ガス爆発などで、第一次避難している場所が危険になった時も第二次避難を実施する。

###### ◎ 児童の留め置き及び引き渡し

###### ★ 地域に火災や家屋の崩壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合

○ 学校へ児童を留め置く。

○ 保護者が引き取りにきた場合は、児童を引き渡す。

###### ★ 地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合

○ 保護者への引き渡し下校を実施する。保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置く。

事前に保護者の了解を得ている場合は、中学生の姉妹による小学生の引き取りも可能とする。

※ 震度4以下の地震であっても、児童の帰宅や帰宅後の安全が確保できないと校長が判断する場合は、児童の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを実施することがある。

###### ◎ 給食について

授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、保護者への引き渡し下校を実施することを原則とする。

## (2) 台風の場合

### ◎ 臨時休校

- 午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機し、午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は臨時休校とする。

### ◎ 学校留め置き

- 下校時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合、児童・生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報又は特別警報が解除されるまでは児童・生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。なお、小学校については、午後6時以降に暴風警報又は特別警報が解除された場合、保護者による引き取り下校を実施する。

**※ ただし、台風等による自然災害の状況に応じて、(1) (2) 以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示する。**

## 2 その他の非常時における対応に関する本校の考え方

### (1) 学校近隣において、児童に危険が及ぶ恐れがある重大事件等が発生した場合

#### ◎ 学校留め置き、及び保護者による引き渡し

児童の帰宅や帰宅後の安全が確保できないと校長が判断する場合は、児童の学校への留め置き及び保護者への引き渡しを実施することを原則とします。

### (2) 周辺地域において、警戒・注意を要する事件等が発生した場合

#### ◎ 方面別下校

下校が同一方面の児童を集団で下校させ、教員が引率と見守りを行います。

## 3 保護者への連絡について

### (1) 「大田区学校緊急連絡システム」によるメール配信

「学校緊急連絡システム」への登録により、学校からのEメールを直接、携帯電話やパソコンで受け取ることができます。地震、台風等の急な対応も「学校緊急連絡システム」を使用します。登録の仕方のプリントは、4月に1年生には全家庭に、2年生以上には希望家庭に配布しました。再度プリントが必要な場合は、担任までお申し出ください。児童の安全のために、できるだけすべてのご家庭がこのシステムに登録くださいますよう、ご協力をお願い申し上げます。

### (2) 学校ホームページへの掲載

「大田区学校緊急連絡システム」によるメール配信に加え、自然災害発生時等の対応について、学校ホームページに掲載します。自然災害発生時等が発生した場合は原則としてトップページに対応について掲載しますので、学校ホームページもご活用ください。なお、学校ホームページには、この「自然災害発生時等の対応について」を載せておきます。

### (3) 災害伝言ダイヤル

実際の巨大地震発生等の災害時には、東日本大震災の際のように、交通機関はもとより通信にも障害が発生し、学校から保護者の皆様への連絡が思うようにいかないことも十分考えられます。

本校では、「大田区学校緊急連絡システム」及び学校ホームページを通じて、保護者の皆様に向けた連絡を行うことを原則としていますが、加えてNTT東日本による「災害伝言ダイヤル(171)」の活用も考えております。

「災害伝言ダイヤル」は、地震等災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への

通話がつながりにくい状況になった場合に提供されるサービスです。

万が一、巨大地震等の災害が発生した場合には、下記の手順に従い「災害伝言ダイヤル」に録音されている本校の情報を再生することができますことを、ご承知おきください。

- 1 概要 基本的に音声ガイダンスにしたがって進みます。
- 2 再生手順
  - ① 「171」を押す。→ 「災害伝言ダイヤル」につながります。
  - ② 「2」を押す。→ 「再生」モードになります。
  - ③ 「03-3742-3542」→本校の情報を聞けるようになります。
  - ④ プッシュ式はガイダンスに従い「1#」を押す。→再生されます。
- 3 注意事項
  - ・学校の被災状況等により、実施できない場合もあります。
  - ・このサービスは、原則として災害発生時のみ、被災地のエリアのみに適用されるものです。
  - ・本サービスにおける伝言再生には、通話料が発生します。
  - ・本サービスの詳細については、NTT東日本のホームページ等でご確認ください。（<http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171s>）

#### 4 児童の引き渡しについて

児童の引き渡しを行う際は、年度初めに記入いただきました「非常災害時の連絡及び引き取りについて」に記入されている引き取り人に従って児童の引き渡しを実施します。保護者が引き取りに来るまでは、学校に児童を留め置きます。（大田区のガイドラインの規定により、中学生への引き渡しも可能です。中学生への引き渡しを希望される場合は、「非常災害時の連絡及び引き取りについて」に記入してください。）

#### ● 一覧表

災害時	学校の対応
大規模地震	◎ 留め置き及び引き渡し
台風	◎ 臨時休校（午前6時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機し、午前7時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合は臨時休校とする。） ○ 学校留め置き（下校時に大田区へ暴風警報又は特別警報が発令されている場合。） 解除後に方面別の集団下校を実施する。 なお、小学校については、午後6時以降に解除となった場合は、保護者による引き渡し下校を実施する。
重大事件発生	◎ 学校留め置き、及び保護者による引き渡し ◎ 方面別下校